

議 会 運 営 委 員 会

日 時：平成20年11月18日（火）

相模原市議会

議 会 運 営 委 員 会 会 議 録			
平成２０年１１月１８日		開 会	午後１時００分
		閉 会	午後２時２２分
出席者	委員	加 藤 明 徳 森 繁 之 東 條 恵美子 △米 山 定 克 阿 部 善 博 中 村 昌 治 小 池 義 和 大 沢 洋 子 久保田 隼 夫 ○岸 浪 孝 志 藤 井 克 彦	
	議員	副議長 大 上 和 夫	
欠席者		な し	
説明のため出席者		な し	
事務局職員		佐藤議事調査課長 河本同課議事班担当課長 佐藤同課同班主幹 今村同課同班主幹 小宮同課同班主幹 中村同課調査班担当課長 田中庶務課長	

協議事項	平成２０年度相模原市議会１２月定例会の運営について （１）陳情の取り扱いについて （２）その他
傍聴者	なし
署名	委員長 岸 浪 孝 志

午後1時00分 開会

○岸浪委員長 ただいまから議会運営委員会を開会する。

出席委員は11名で定足数に達している。

議長は公務出張のため、本日の会議を欠席しているので報告する。

お諮りする。本日の委員会傍聴を許可することに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岸浪委員長 異議ないので、これを許可する。

これより日程に入る。

—————◇○◇—————

平成20年度相模原市議会12月定例会の運営について

○岸浪委員長 陳情の取り扱いについてを議題とする。

前回の議運で協議してもらった結果を受けて、事務局から、陳情者に対して、再度、趣旨を確認した。その結果、昨日、郵送で、今配っている別紙のとおり、追加で提出されたので、これも含めて、再度、陳情の取り扱いについて協議してもらいたい。

お手元に配った内容だが、非常に読みづらい部分もあるし、さらに中で職員のことについて触れられている。事務局から読み上げてもらいたいと思うが、この取り扱いについてはいろいろ問題があるので、休憩した中で、この案文について朗読したいと思うが、いかがか。

○藤井委員 やはり核心に迫る中身だから、読まないところは読まないようにして、休憩すべきではない。

○岸浪委員長 皆さん、どうか。

でも、読まないとわからない。

○藤井委員 人の名前は読まないで。

○岸浪委員長 これも難しい話だと思う。

○東條委員 みんなが目を通すのでどうか。

○岸浪委員長 読みにくい字もあるが、では、そういう形でいいか。

○阿部委員 出す前に、事務局で打ち合わせて、きれいにして我々に提出することはできなかったのか。

○岸浪委員長 今まで打ち直ししないでやっている。

○阿部委員 わかった。

○岸浪委員長 では、ちょっと時間をいただいて、各自読んでもらえればと思う。

○久保田（隼）委員 休憩して、読んでもらった方がいいのではないか。

○藤井委員 そういうことなら、いいと思う。

○岸浪委員長 いろいろ錯綜したが、では、休憩して読んでもらうことにする。

休憩する。

午後 1 時 0 7 分 休憩

午後 1 時 1 1 分 再開

○岸浪委員長 再開する。

前回、皆さんの意見ももらいながら、再度、本人に話をしてもらった結果、わかったことは、「なお、介護保険の件は本人が解決しますから……」、「営業所の件は後日にします」ということで、この前の陳情審査の中の介護保険と営業所については取り下げということになるのかもしれないが、電動車いすの件については、再度、細かく触れているものと感じた。それらを踏まえて、意見をもらえればと思う。

無所属クラブ。

○東條委員 この文面から、介護保険については取り下げたとしてしまっているのか。最初に陳情が来ていたのは、私は、どちらかというと、そっちの方はわかると思った。条例をつくってくださいとか、取り締まってくださいということで陳情をするのはわからなくはない。ここに書いてあるから取り下げるということで、私たちは、今回、この陳情についてどういう取り扱いをするのか。それもここで決めるのかも含めて、検討の内容は何か。

○岸浪委員長 最初の 1 面の方は、条例とかの部分だから、こちらの方が少しは当てはまるのかという思いがあった。これを読むと、その辺がまた変わっていて、前回は「介護保険課と営業所について」ということだったが、「この件については、本人が解決しますから」ということ。さら

に、「去年の8月から来なくなった営業所の件については後日にします」ということで、後日というのは、再度改めて提出するのかと、この文からは読み取れる。今はそれしか判断のしようがない。

共産党。

○藤井委員 経過報告のところで、ちょっと足りないのではないかと
思ったが、前回の議論で、介護保険課の職員も一緒に対応しようという話
があったと思うが、先ほどの事務局の話だと、その部分がなくて、議会事
務局として連絡をしたら、こういうものが郵送されてきたというふうに聞
こえたが、事実確認としてはそういうことでいいのかと、前回の議論との
関係で、その辺はどうなったのかを伺いたい。

○岸浪委員長 議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 11月13日の議運を受けて、本人に連絡し、
議運での趣旨を伝えるとともに、その趣旨を再度書いて提出してもらえる
かどうかの確認をとったところ、自分は字が書けないので、私が言ってい
ることをパソコンできちっと打ってくれるボランティアを見つけることが
できれば出すという内容で、その後どうなったかという確認はしていない。
そうしたところ、11月17日午前11時ごろ、ヘルパーが届けてくれた。

経過は以上のとおりだが、介護保険課等との調整という話は、介護保険
課には若干の状況の確認はとったが、介護保険課と議会事務局でどのよう
な解決方法があるといったところまでの調整は済んでいない。すべて確認
したということではないが、この件についての事実確認をした。

○岸浪委員長 共産党。

○藤井委員 今の話をを受けて、突っ込めば突っ込むほど難しくなって
いく感じがする。そのまま流して、後は民生委員会が判断して——ただ、
趣旨がわからないという形で結論を出す場合もあるだろうし、そういうこ
とも含めてやらないと、議運で中身の判断をするようになっていってしま
う。私は、機械的にと言っては何だが、そのまま流すしかないと思う。ま
して、ヘルパーに届けさせるようなことにまでなっているということは、
痛ましくも思うし、やはり、議題として受けることにしたいと思う。

○岸浪委員長 新政クラブ。

○中村委員 事務局に質問だが、2回に分けて2つの文書が出てきた。

きょう出てきたのは、こちらの文書に対する追加という扱いになっている。
陳情としては、これを2つ足してという形になるのか、あくまでも最初に
受け取った部分という形になるのか。

○岸浪委員長 議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 基本的には最初に受け取った部分が陳情という
扱いで、文書表の作成はこちらの中でしてもらうということと、あわせて、
こちらも出てきたので、正式文書ではないが、最初に受け付けした方は文
書表ということで陳情扱い、こちらは参考的な資料という扱いになると考
えている。

○岸浪委員長 新政クラブ。

○中村委員 ヘルパーから、差しかえになるという話ではないという
ことか。

○岸浪委員長 議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 ヘルパーは、あくまでもこの文章を議会事務局
に届けてくれと言われて届けただけで、本人とヘルパーが本件について調
整しているということは一切ない。

○岸浪委員長 公明党。

○加藤委員 今回届けられたのは参考資料ということだが、従前の審
議の中で受け付けたものに対して、趣旨がいま一つ理解できないので、可
能であれば本人に確認して、出し直してもらって、陳情者は、それが追加
になるという判断をしたのか、この辺のことはわかっていないと思う。あ
くまでも配られるのは、前段で期日までに受け付けられたものが陳情とし
て添付されて配られるということだが、議運として一度受け付けたものに
対して、出し直しが可能であればということで出てきたもので、これが新
たなものと解釈しなくていいのか、その判断の仕方で、私は追加で来た部
分が新しい陳情の中身と受けとめたが、その辺の考え方はどうなのか。

○岸浪委員長 これから協議に入っていく中で、追加の書類の取り扱
いをどうするかを、再度皆さんに諮らないといけないと思っている。この
まま配るということもあるし、選択して配付するとか、常任委員会のメン
バーだけ配付する、いろいろ考え方はあるが、それは後ほど協議してもら
えればと思っている。

共産党からは、このまま民生委員会に流していいという判断が示されたが、各党派、この陳情の取り扱いについて、疑問な点についてはいいか。

民主クラブ。

○小池委員 中身に入ってはいけないのだろうと思うが、新たに追加で出された電動車いすの件については、厚労省の専門官と電話で話して善処をお願いしたいというのが趣旨なのか。それは議会の陳情として、電話確認をして、事前にできることではないかと思う。そこからという話もあるのではないか。

○岸浪委員長 1つは、前回の資料の説明部分が多い。「車いすの買いかえは、二度目の人に必要性は事実」という部分、「厚労省の専門官と電話で確認してください」ということだから、多分、電動車いすの買いかえについてが趣旨だと思う。

もう一つは、通常の市の活動の中ではだめだから陳情にしたいという考え方。今までいろいろやってきて、前に進まないの、議会に陳情してきた。もう1回戻して、行政が温かい心で接しても、本人はだめだと、陳情というふうになってきていると理解している。

市民連合。

○森委員 私も、追加という中身は、あくまでも1回目の陳情の追加資料というふうに受けとめた。余り中身に触れるつもりはないが、続きとして確認をしていくと、最終的には、陳情を取り下げるという文章はないが、次回にとか、その件はいいといった中身になっており、1回目に出てきた中身を自己解決も含めてやるような文面になっているので、陳情として、どういう部分を審議してほしいのかが明確でないととらえた。議会運営委員会の中で、陳情をどこまで、どうやって審査するかという議論を党派の中でも話したが、機械的に、すべて100%各委員会に振るということでいいのか、議運のあり方が問われてくると思っている。何でもよければ何でもかんでも出してしまえばいいと思うが、ある程度、議運の中で審査するという意味でいくと、上程するかしないかというところの瀬戸際なので、こういう陳情の扱いをどうするのかというのは非常に難しい。これが通ってしまえば、本当に機械的に、何でもいいのかと私は感じたが、その辺の意見を皆さんに聞いてみたい。

○岸浪委員長 陳情の取り扱いについては、議会運営の慣例の中の記載だが、何年か前に陳情がたくさん出された時代があって、そのときに、陳情の取り扱いについて、議運の場で協議し、そこで確認されたものである。その中には、個人の秘密を暴露するとか、係争中とかあって、それ以外のその他取り扱いを協議することが適当と認められるものというのが、今回に該当する。今までは趣旨がはっきりしないと、陳情者に返せば、きちんと対応してくれるのが普通だった。今回は余り例がないかもしれないが、これからの課題として、その辺を協議してもいい部分はあると思った。せっかくだから、何か意見があったらお願いしたい。

整理上は、その時点に戻れば、その他取り扱いを協議することが適当と認められるものということで、議運で協議していくことになる。

無所属クラブ。

○東條委員 ごく基本のところ、もうちょっと突き詰めると、議運の役割と関係してきてしまう。そのところで、個人的なものというのはあると思うが、こういうふうというものができることによって、そこにたががはまって、付託できなくなるような状況が生まれてくる方が問題だと思う。受け手の委員会はあるわけだから、できるだけきちっと付託する。ごく基本のところでは、すべて付託する。ところが、そうは言うものの、例えば個人情報があるところについては、少なくともそのところは消しましょうということをここで審査するわけだから、それ以上に何かがあるようになってはいけないのではないかと私は思っている。

○岸浪委員長 市民連合。

○森委員 私も、もちろん付託しない方向が慣例的に生まれてくるのはまずいと思う。しっかり審議をして、だからこそ、議運が自信を持って委員会に提出すべきだと思う。その辺は議運としてどこまで関与できるのが非常に難しいと感じたので、先ほど発言させてもらった。

○岸浪委員長 無所属クラブ。

○東條委員 もう一つは、開かれた議会という中で、やはり市民が陳情を出しやすくしていくのが大事だと。形式というか、何がどうということについて、事務局は非常に大変になると思うが、整理がつかず、何となく、こういうものについてこう変えてほしい、それはごく個人の問題では

なく、やはり市の何かがあるから変えてほしいというところについて、こういうことを訴える方たちもいる、それがふえてくるかもしれないと思う中で、そもそもこれは要旨がわからないからということで議運にかかったが、本来、陳情は議運にかからない。だから、どうしてかかるのかというところをまず考えないといけない、それは慣例の何か該当するかもしれないというところを考えなければいけないと思うので、どうしたらいいか、私もすごく迷うが、これから先、何らかの形でこういう陳情が今までより出てくる可能性があると思う中で、これを議運が判断するのかどうかというところに迷っている。

○岸浪委員長 今、東條委員が言ったのが基本だが、いろいろな問題が出てきたときに、議運で自信を持って上程していくことについて協議していく。慣例の①から⑥で除外するのではなくて、議運で協議することになっている。そういう部分をワンクッション置こうということで、基本は、あくまでもスムーズに受けるのが一番いいが、いろいろな問題点が含まれているときに、議運で協議していく。今までは、決めていなくても、趣旨がはっきりしなければ、窓口で返して、もう一度出してくださいということは議運の前にやってきた。今回は1回、2回多くしたにもかかわらず変えないということによって、皆さんに協議してもらっている。

市民連合。

○森委員 中身に触れてはいけないのかもしれないが、6つある決まり事の中で、個人の秘密を暴露するものというところが、特にこの追加資料は、それを削ったら何が残るのかというところがあって、そのまま民生委員会で審議してもらっても構わないが、民生委員会としてどういう審議をするのか、逆に困ってしまわないかという不安が私にはある。

○岸浪委員長 一応、この文面を含めて、あるいは今までの経過について、何か質問があるか。

新政クラブ。

○中村委員 要旨、趣旨が不明確なものについて、これからどうしていくという方向性を出していかないと、例えば今回の案件について民生委員会に付託しても、民生の中で憶測で協議をしてしまったりとか、陳情者の意向と違う場面で対応してしまうということも考えられるような気がする。

やはり、今回は、この6項目の⑥に当てはまっており、その中で、議会議務局から議運に投げかけられて、この場で協議している。やはり、趣旨、要旨を明確にしないものを送るか送らないかという部分は、議運できちっと方向性を出していく必要性はあるのではないかと思う。そうでないと、今ふえているクレーマーのような方からの個人的な部分も全部、議会に諮らなければいけないことになってしまうと思うので、一つのルール化は必要ではないかと思う。

○岸浪委員長 今回のこの陳情を機に、別途時間をもらいながら検討していても、それはやぶさかではないと思っているが、ただ、今回、これを審議しながらとなると、1日、2日ではまとまらない部分があると思うし、その辺も含めて、何か意見があるか。

共産党。

○藤井委員 該当する常任委員会で判断がつくかどうかを議運で審査するのは、相当重いことを求められることになるし、非常にリスクのあることだと思う。やはり、いろいろな市民がいると思う。趣旨をはっきりさせろと言われて、対応できる人もいれば、本人はそう思っているがとか、いろいろあると思う。そういう意味で、それぞれがどういうところを酌み取るかという議員の能力という部分もあると思うし、やはりそういうことも含めて、議会として市民の訴えを受けとめた方がいいと思う。趣旨が不明確なものという形で、そういう基準を新たにつくることは、私は消極的にならざるを得ないというか、やはり今回は、それぞれの委員なり議員が、どういうところをどういうふうに酌み取るかということで扱いを考えればいいのか。それを議運の委員が事前にしてしまうのは、所管の委員会の存在意義を否定するようなことにならないかと思う。

○岸浪委員長 公明党。

○加藤委員 先ほど来、森委員や中村委員が言った部分は、理解できる部分も十分ある。今、藤井委員から、それは所管の委員会の委員の受けとめ方でということだが、趣旨のわからない部分をどう受けとめるかは、その委員の主観であって、ひょっとしたら、陳情者の思いとは違う部分があるかもわからない。その確認がこの文面からは判断できないとなった場合、ある一定のところでルール決めは必要になってくる場面も出てくると

思う。今回の文面にしても、幾つかの部分での読み取りは可能だが、どこに主眼が置かれているのか、私にはわからない。今、藤井委員から、議運の責任が重くなる判断というのがあったが、非常に難しい部分が投げかけられていると思う。今までほとんどなかったケースだと思うし、今後も少ないとは思いますが、今後そういうケースがないとも限らない。出てきた陳情の趣旨がどこにあって、何を訴えているのかが、必ずしも100人が100人一致するような内容でなければ、委員会で審議するにしても、陳情者本人からすれば、いや、そういう意味ではなかったということだってあり得る。その部分を我々が判断してしまっているのかという問題も含まれているのではないかとということで、非常に難しい問題なのかと感じる。殊さらハードルを高くする必要はないと思うが、今回は非常にまれなケースというものの、今後、何らかの考え方は必要かと思う。

○岸浪委員長 大事な点について指摘がされている。多分、陳情の要領、議論になったときに、似たような議論があった中で、⑥のその他取り扱いを協議することが適当と認める、こういう文章におさまったということだが、これをもう少しかみ砕いてやっていくかという、ルールづくりという部分についても今指摘があったが、この件については、時間があれば、再度、協議していくことにして、この陳情についてどう取り扱うか意見をもらえればと思うが、とりあえず、この文面の中身についてはいいか。

前回、取り扱いについて、共産党と無所属クラブの2会派と他の4会派の意見が分かれている。先ほど共産党からは、民生委員会で審査すべきという意見が出ている。その件について、ほかの会派の意見をもらいたい。

○小池委員 この追加に関しては、常任委員会に付託するときに、どこをどう直して出すのかという部分もあると思う。このまま出すのだったら、いや、それは違いうだろうという話にもなるし、どこをどう整理して出すのかによっても、考え方は変わってしまう部分がある。

○岸浪委員長 上程することになれば、この書類の取り扱いについて皆さんに諮らうと思っていたが、一緒になければ判断できないとなれば、この取り扱いについてどうするかも含めて——一緒の方がいいか。

○小池委員 そうですね。

○岸浪委員長 では、そうする。

市民連合。

○森委員 一番最初にもらった陳情にも固有名詞が出てきているので、もし上程するとすれば、どこまで削って、文面がどうなるのかについても不明確な部分があったので、一緒に協議してもらえると助かる。

○岸浪委員長 公明党。

○加藤委員 さっきの説明で、当初の陳情はこのまま提出して、これを参考資料にということは、全部配られるということか。

○岸浪委員長 事務局はそう言ったが、この取り扱いについて、別途もう一回協議するという話。

○加藤委員 森委員が言ったのは、その辺のことも含めてだろう。

○森委員 そうである。

○岸浪委員長 では、整理する。今回出されたことについて、1つは「なお」以下、「介護保険の件は（私）本人が解決しますから……」、「去年の8月から来なくなった営業所の件は後日にします」ということだから、ここの部分については撤回、電動車いす買いかえについてということが残っているということで、今回の陳情の取り扱いについては、電動車いす買いかえについてを陳情にすると。

○藤井委員 そこまで判断できるのか。

○岸浪委員長 議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 ちょっと言葉が足りなかったが、介護保険の件と営業所の件は後日にしますという文面が来たので、本人に確認したが、これは今回の陳情から除外していいという話を受けている。

○岸浪委員長 そうすると、残るのは電動車いす買いかえについてで、基本は1回目で、その補足説明が今回来たものということで、この書類の取り扱いについてどうするかは、今、同列で協議する方がわかりやすいということだったので、これも含めて。

新政クラブ。

○阿部委員 新政クラブとしては、電動車いすの買いかえの部分だけということなので、確かに趣旨が読み取れないという印象はあるが、一方で、市議会として足りない部分で、市民に、陳情を出すときには、こうい

う体裁とか、趣旨の書き方とか、説明責任もあるという印象もある。今後こういうものがふえるという話もあったし、特殊だったという話もあったが、6項目で慣例の部分以外にも、毎回、議運でどこまで議論するのかとか、趣旨がどこまでというの、取り扱いが別途時間をかけて協議する必要があると思う。今回、気持ち先行しているのもあると思うが、議運で門前払いもできないという印象があるので、今回に関しては、これが前例ということでなくて、民生委員会で協議してもらうことはいいと思う。ただ、実際も含めて、こういうものが出てきた場合、議運でもう一度しっかり検討し直していくべきではないかと思う。それは時間をかけて、別途していきたいと思う。

○岸浪委員長 無所属クラブ。

○東條委員 そういう意味では、私も同じである。例えば、フォーマットをつくって、そこの中に入れてもらうようにすると、随分違うという気がした。できるかどうかは別問題だが、それなりのフォーマットがあると、今まで何でもいいと言ってきたが、書きやすいのではないかと思うが、それはなかなか難しいのか。形式が全くないので、そこを含めて考えないと難しいと思った。

○岸浪委員長 確認だが、無所属クラブは、これは民生委員会に……。

○東條委員 付託すべきだと。

○岸浪委員長 前回の考え方と変わっていないということか。

○東條委員 変わっていない。

○岸浪委員長 議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 そのような意見はあると思うが、事務局としては、フォーマットというか、表にはこういうこと、裏にはこういうことを書いてくださいということで、陳情の提出についてという紙を1枚つくっており、それを陳情者に、こういう形でお願いしますと渡している。このような内容で陳情を書いてくださいといったマニュアルのようなものを渡して、なおかつ、趣旨が不明なものは、調製しながら、わかるようにして出しているが、今回は、郵送で受けたことと、相手と電話でしか話ができないこともあって、不明確な部分もあって迷惑をかけた。

○岸浪委員長 無所属クラブ。

○東條委員 この形が悪いということではないが、もう少し趣旨がわかるようなフォーマットにするといいと思った。そのまま出せるというのではないが、一つ一つ、もう少し丁寧に、フォーマットをつくらないと、なかなかわからないと思っており、それは後日、私も案を出させてもらいながら、考えればいいと思う。

○岸浪委員長 市民連合。

○森委員 先に今後の取り扱いから話すが、やはり、今後、議運でこういう扱いをどうしていくのかを各会派に1回持ち帰って、こういうことがあったという話をして、会派の意見として持ち寄って、今後の陳情のあり方について、別途、協議する機会があってもいいと思った。

今回の取り扱いについては、電動車いすの部分だけ残ると思うが、取り下げる部分をしっかり整理した上で、民生委員会に上程して判断を仰ぐ形がいいと思う。

○岸浪委員長 民主クラブ。

○小池委員 私たちも、議論の結果、電動車いすの買いかえについて、必要ではないかという趣旨がわかったので、それは付託してもいいと思う。ここで中身に触れてはいけないが、追加の方で、例えば「○課長の強さにやられ、左が半身不随となった」と、因果関係とか事実関係がないことを書いてあって、議員として1回これを見てしまっているから、それもわからないのに認めていいのかという話がある。そこは誹謗中傷に当たる部分だと思うので、さっき、どこを削るのかという確認をとりたかったが、趣旨はわかったので、送ることはやぶさかではない。

○岸浪委員長 この取り扱いについては、上げるかどうかが決まった後に、もう1回整理する。

公明党。

○加藤委員 考え方としては、今、小池委員が言ったような形での取り組みでいいと思う。前段の議論の中で、切り離して議論すると難しい中身の問題、今、小池委員が言ったような部分と、一緒に議論しましょう云々ということがあった中で、3ページあるうちの2ページ目は、ほとんど文面に載せられない内容と思った。そうすると、もっと、趣旨がわからなくなる。今の体の状況の部分だけになってしまうのではないか、そういう意

味で、そのまま委員会に流してしまっていていいのかと、現実の対応で思ったので、さっき、もうちょっと時間をくださいと言った。どこを削るかはまたの議論になると、基本的な考え方は、委員会に付託でいいと思う。今後の陳情の云々については、先ほど私が指摘した考え方も、また、やってもらえればと思う。困ったのは、委員会で審議をするときには、この文面のままですね。

○岸浪委員長 今、民主クラブと公明党から指摘をもらったが、皆さんも、この件についてどうするかについては、多分、気づいていると思うが、全会派が民生委員会で審査してもらおうということになったので、それを踏まえて、最初の文面は、福祉専門官は黒く塗る。変わるのは、陳情者の住所、名前、内容をどうするか。何か意見があったらお願いしたい。

共産党。

○藤井委員 上程されるとなれば2日目に文書表の配付ということで、最初にもらったときに既に黒塗りの部分が幾つかあったが、一応、事務的に、これだけ名前が出ているとか、そういう範囲で事務局でやってもらって、それで判断に苦しむような点があれば、また協議してやるしかないのではないかな。きょう、この場で我々が真っ白なところから、これは削ろう、あれを削ろうなんて、大変なことになってしまう。

○岸浪委員長 市民連合。

○森委員 私も、今、議運の中で中身をすべて審議するのは難しいと思った。ただ、私の考えとしては、1ページ目の中身が電動車いすの件に触れ、訴えたいことが1ページ目ですべて包括されているという印象を持った。2ページ目以降は、個別の名前を出して中傷している文章というイメージがあったので、事務局には任せるが、私は、追加資料は1ページのみでいいのではないかという印象を持った。

○岸浪委員長 事務局にお願いするにしても、ある程度こちらで、どういう方向というか、どういうところをどうということを出してもらわないと出しようがないと思う。

共産党。

○藤井委員 追加資料の意味だが、全議員に配られるが、陳情文そのものではない。しかし、何年か先に、どういう陳情が出たかと情報公開請

求があった場合、同列、一体のものとして扱われるという理解でいいのか。
ほかの陳情でもそういうことがあったか。

○岸浪委員長 最初に事務局が追加資料という話をしたが、この取り扱いについてどうするかということを別途協議したいということだから、追加資料にするかしないかは、まだ決まっていない。

共産党。

○藤井委員 もし、これが陳情文そのものでないとすると、どういう性格のものなのかがわからなくなってしまう。

○岸浪委員長 その疑問は頭に置いて。

無所属クラブ。

○東條委員 最終的な結論を言うと、電動車いすについてというところだけで、追加のところも、症状とか、そういう意味では状況的に入っている。1 ページ目も、確かに、ぐあいが悪いという部分をより細かく書かれているが、状況的には前回のものでわかるので、この追加の資料をつけることによって、かえって、わかりにくくなってしまうのではないかと考えるのが一つ。

もう一つは、11月15日に追加が来た中で、陳情の扱いとして考えると、追加の扱いをどうするのか。今後、わからなくて文書が来たときにどうするのかという話も含めてあると思うので、それを説明する資料ということで、つけないとわかりにくいことは別として、そうでない限り、追加は資料としないという考え方で付託するのがいいのではないかと考えている。取り下げの部分は、ここでそういうふうに言われたから取り下げたということでもいいと思う。

○藤井委員 口頭で、こういう申し入れがあったと理解してもいいということか。

○東條委員 そういうふうに理解した。

○岸浪委員長 市民連合。

○森委員 私も、先ほど追加のところで、もし扱うのであれば1 ページ目という話をしたが、一番最初に出された陳情の趣旨で理解できる、みんな包括しているということであれば、それでもいいと思う。

○岸浪委員長 新政クラブ。

○阿部委員 同じでいいが、最後に確認したいのは、先ほど公明党から確認があったように、前回、議運で、これだとまだ内容、趣旨等が不十分ということで、わざわざ求めて出てきた追加分だと思うので、それをこの場のみで閉じてしまうと、本人にしてみれば、一生懸命動かない手で書いたということだから、そういうような位置づけで、認識がずれてしまっているということだと、憶測での協議とか、民生委員会の場で協議したのに、陳情者の趣旨と違う議論というおそれが出てきはしないかという危惧がある。問題のない部分であれば、できればセットだと思うが、皆さんの意見もあるので、その方がいいということであれば私どもも同調したいと思うが、追加分の位置づけが、本人の意思も含めて、不明確な部分が残るまま、なしにしてしまうのはどうかという意見である。

○岸浪委員長 民主クラブ。

○小池委員 付託でいい。

○岸浪委員長 公明党。

○加藤委員 それぞれの中で追加部分のことがあったが、基本的には、多分、2ページ目は全部厳しいとなると——ただ、なぜ、それがだめなのかということは、陳情者に理由を言えば理解してもらえる話ではないかと思う。趣旨がわからなかったということで、もう一度出してもらったら、余計困難になってきたので、大変申しわけなかったが、その前にもらった方が、まだ趣旨が酌み取りやすいとは思う。ただ、これも受けとめ方によってはどうなのかというところはあるが、特定の個人の部分は原則として省くべきか、残りの部分を新たに追加するかどうかは、当初のもので理解できると思うので、これはこうしましたという形、あくまでも追加で来た資料という中では、こちらが求めたことなので、意味合いがどうなのかと言ったが、この部分は不適切だからと、本人に伝えることが必要なのか、そうではないのか、ちょっと整理した意味で。

○岸浪委員長 共産党。

○藤井委員 先ほど東條委員から、これは別な扱いにしてみたいな意見も出たから、それも含めて思ったが、扱いとして、陳情はこっちで、こちらは参考資料という形で、全体を議員だけの非公開にしようとか、結局、議運がここまでかんでしまったのは隠しようのない事実なので、そ

ういうことでやったということで、しょうがないと思う。ただ、必要なこと以外は公開しないという各自の判断でやってもらうという扱いはどうなのかと思った。

○岸浪委員長 非常に難しいところに来ている。今、何通りかの案が出されて、それぞれもつともな話だが——もつともなというのは、削除する部分とか、こちらだけでいいという部分と、こちらの人の思いが伝わっていた方がいいのではないかというのものもあるし、あとは非公開という話があった。皆さんで検討してもらいたいと思うが、非公開というのは、手続上、何かできるのか。

議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 陳情の文書表という形になると、どなたにも配れる状況になるが、それ以外だったら——初めてのケースなので難しいが、中途半端というか、どこかを直すということになると、本人の提出書類に手を加えるという話になるので、事務局サイドとしては、これを取り上げるのか、あるいは取り上げてどこかを黒塗りにするのか、あるいは全く取り上げないのかという判断の方がいいと考えている。

○岸浪委員長 無所属クラブ。

○東條委員 私もそう思う。訴えていることをどうのこうのということではなく、どういう判断を何でしたのかということがはっきりしていないといけないのではないかという中で、これは確かに文書で来たが、電話で聞いた中でのやりとりで、17日に届いたという中で、要するに、ブラックボックスの中で話し合ったという位置づけでこれを取り扱う方がいいと思ったから、そういう案を出した。

○岸浪委員長 それでは、消し込みも含めて、時間も大分迫ってきたが、とにかく、きょうじゅうに結論を出していかなければいけないので、今までの議論を踏まえて発言はあるか。

新政クラブ。

○中村委員 前回出された資料6、福祉に関する陳情の介護保険課と営業所についての1、2と下の部分は、参考資料の最後の方で取り下げるという意向が読み取れるから、本人が陳情から取り下げたという扱いで、裏面の電動車いす買いかえについての部分を、個人名等は黒塗りするなり、

それなりに対処した中で、陳情の本文。追加で来た部分は参考資料という形で、個人名が出ている部分については、黒塗りをして資料提供していく。もしくは2枚目の残りの3行を抜いた部分についてはそっくり外すか、その辺が落ちどころになってくるとは思っている。

○東條委員 2ページ目は、3行までは全部、黒塗りにするというとか。

○加藤委員 活用するなら。

○東條委員 追加の資料をつくり直すことはないだろう。

○岸浪委員長 それでは、これを体裁よくやって、黒塗りのところはそのまま生かして、福祉相談の「談」は漢字で書いてもらうという修正を加えて、この分は議運の皆さんの手持ち資料として持っていてもらって、こちらは、議員全員に配る。消し込みのところは、民生委員会に所属する議員に配るということで、消し込みは、人名のところ、2ページは、最後の3行は生かして黒塗りとする。議運の皆さんが常任委員会の皆さんから、これはどういうことかと聞かれた場合、こういうことだということで今まで議運で議論したことを説明してもらえれば、多分、民生委員の皆さんも理解してくれると思うので、そんなことにしたらいかがか。――

では、そうさせてもらう。

(2) その他について、事務局から説明させる。

庶務課長。

○田中庶務課長 1点、審議をお願いしたく報告する。本件については特に資料を用意していないので、口頭での説明とさせてもらう。

先般、相模原記者クラブに所属している神奈川新聞社相模原支局から、職場体験の一環として、市立の中学生を本会議場の報道関係者席に同席したいという申し出があった。神奈川新聞社相模原支局には、相模原市立東林中学校2年生3名が、職場体験として11月19日から11月21日までの期間、記者とともに行動しながら体験学習をする予定になっている。この体験学習の一環ということで、11月19日開催予定の市議会12月定例会本会議初日の冒頭30分程度の時間、神奈川新聞社記者とともに、中学生3名を報道関係者席から傍聴させてもらいたいという申し出である。神奈川新聞社からは、報道関係者席において、実際に記者とともに市議会

を体験することは大変意義があるという申し出があった。なお、議会規則では、傍聴席の区分としては、傍聴席は一般席及び報道関係者席に分けるということが定められている。審議をお願いする。

○岸浪委員長 特に問題ないと思うが、いかがか。――

では、確認してもらった。

議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 1件目は、11月13日の議運の中で、提出が予定される請願・陳情という話をした。後ほど前回の資料2-2を確認してもらいたいが、相模原市に医療費助成制度拡充を求めることについてと医療費助成制度に関する県への意見書提出を求めることについて、以上2件については、陳情の提出をしないという話があった。

もう一つ、請願の予定だった所得税法第56条廃止の意見書を国に上げることについては、請願ではなく陳情を提出するというので、11月18日に受理している。

もう1点、明日、本会議初日だが、10月1日に岡本新教育長が就任し、開会前に岡本教育長の紹介をしたいと市側から話があった。

○岸浪委員長 陳情2件の取り下げと、請願から陳情に移った税法上の問題と、教育長の紹介、3点あったが、いいか。――

では、確認させてもらった。

そのほか、何か発言があるか。

共産党。

○藤井委員 たまたま陳情についての議論になって、今後、もし機会があれば検討していくという中身も出てきた。陳情の一部採択、趣旨採択について、これまで何回も議論してきて、見送られてきているが、今後、陳情の扱いについて議論する機会があれば、年数がたち、メンバーも変わっている中で、改めて、そのことも議論させてもらいたい。

○岸浪委員長 メンバーも状況も変わっているという話だった。陳情の取り扱いについては、そのときに、あわせて検討する。

無所属クラブ。

○東條委員 我が会派の一般質問の人数を2、3でお願いしていたが、3、2にさせていただきたく、よろしくお願いします。

- 岸浪委員長 12月と3月の一般質問の人数の変更ということか。
- 東條委員 それを言わないといけなかったのに、申しわけない。
- 岸浪委員長 12月が3名、3月が2名。この件はいいか。――
- 東條委員 よろしく願います。
- 岸浪委員長 ほかにないか。――

ないようなので、その他を終わる。

次回の議会運営委員会は、12月19日本会議終了後に開会する。

以上をもって議会運営委員会を閉会する。

午後2時22分 閉会